

建築士事務所登録に係る必要書類一覧

«登録申請（新規・更新）»

(一社)鳥取県建築士事務所協会

申請に必要な書類	登録申請者区分		必要部数	備 考
	法人	個人		
登録申請書(第一面:正本)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	建築士法 登録申請書(第二面:所属建築士名簿) 登録申請書(第三面:役員名簿) 業務概要書(添付書類(イ)) 略歴書(添付書類(ロ)) 誓約書(添付書類(ハ)) 法第24条第2項に基づく管理建築士講習の修了証(写し) 定款(写しでも可) 登記事項証明書(写し)
登録通知書(副本)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	
登録申請書(第二面:所属建築士名簿)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2	
登録申請書(第三面:役員名簿)	<input type="radio"/>	—	2	
業務概要書(添付書類(イ))	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2	
略歴書(添付書類(ロ))	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	登録申請者・ 管理建築士各2	
誓約書(添付書類(ハ))	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2	
法第24条第2項に基づく管理建築士講習の修了証(写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2	
定款(写しでも可)	<input type="radio"/>	—	法人のみ2	
登記事項証明書(写し)	<input type="radio"/>	—	法人のみ2	
管理建築士の専任に関する誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2	指導要綱 建築士法第24条第2項に基づく 管理建築士講習の修了証(写し) 管理建築士の建築士免許証又は 免許証明書(写し) 商業登記簿謄本(写し)
建築士法第24条第2項に基づく 管理建築士講習の修了証(写し)			上記の建築士法に基づく 申請に必要な書類と同じ	
管理建築士の建築士免許証又は 免許証明書(写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2	
商業登記簿謄本(写し)			上記の建築士法に基づく 申請に必要な書類と同じ	
所属建築士の建築士法第22条の2 に基づく定期講習の修了証(写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2	過去3年以内のもの(未受講の場合は、建築士法違反として懲戒処分の対象となる場合もあります)

«変更届（第23条の5 第1項に基づく届出）»…2週間以内に提出するもの

変更事項	添付書類	
	法人の場合	個人の場合
登録申請者(法人にあっては代表者)	商業登記簿謄本(写し)、誓約書、略歴書	※新規登録をする
登録申請者(法人にあっては役員を含む)の氏名	商業登記簿謄本(写し)	戸籍抄本
事務所の名称	法人名称も変わると商業登記簿謄本(写し)	—
事務所又は法人の所在地	商業登記簿謄本(写し) ※登記のない場合は、賃貸借契約書等の移転を証明する書類	—
管理建築士	略歴書、専任に関する誓約書、建築士免許証又は免許証明書の写し、管理建築士講習受講修了証(写し)、所属建築士名簿	—
役員	商業登記簿謄本(写し)、登録申請者の誓約書	—
組織変更(有限⇒ 株式)	定款・商業登記簿謄本(写し)	—

«変更届（第23条の5 第2項に基づく届出）»…3ヶ月以内に提出するもの

変更事項	添付書類
所属建築士	建築士法第22条の2に基づく定期講習の修了証(写し)

«廃業等届»

建築士事務所の廃業等の事項	届出人		添付書類
	法人の場合	登録申請者が個人の場合	
建築士事務所の業務を廃止したとき	開設者であった者	届出人との関係を証明する書類	—
建築士事務所の開設者が死亡したとき	その他の役員		届出人との関係を証明する書類
建築士事務所の開設者が破産したとき	破産管財人		
法人が合併により解散したとき	役員であった者		
法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	清算人		
登録区分の 変 更	個人↔法人 一級↔二級↔木造	開設者	※新規登録をする

※建築士事務所登録通知書(副本)を添付してください。